

相模原市地域包括支援センター 運営事業受託候補法人(2次募集) 募集要項



潤水都市 さがみはら

令和8年9月

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課

目 次

第1章 公募概要	3
1 応募資格.....	3
2 委託期間.....	3
3 委託料.....	3
4 募集圏域.....	3
5 公募スケジュール.....	4
第2章 業務内容	4
1 委託業務.....	4
2 その他の業務	5
第3章 業務体制	6
1 職員体制.....	6
2 設置場所等	8
3 開所時間等	9
4 勤務時間	9
第4章 応募について	9
1 応募方法.....	9
2 公募説明会	11
3 質問及び回答	11
4 応募が無効となる場合	12
第5章 選考について	12
1 審査方法.....	12
2 評価項目等	14
3 選考結果	15
第6章 留意事項	15
1 費用負担.....	15
2 業務の引継ぎ	15
3 受託候補法人との協議・契約	15
4 その他.....	15

第1章 公募概要

相模原市(以下「市」という。)では、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46の規定に基づき、高齢者等の保健、福祉、介護及び介護予防に関する総合相談・支援や、介護予防ケアマネジメントなどを一体的に実施する地域包括支援センター(以下「包括」という。)を市内29の日常生活圏域ごとに設置しています。

今回は、令和9年度からの6年間の包括運営事業受託候補法人について、次のとおり2次募集を行うものです。

1 応募資格

次の要件を**全て満たす**法人が応募できます。

- ① 募集圏域内において、令和9年4月1日に職員体制及び設置場所等の要件を満たした包括を設置でき、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる法人であること。
- ② 介護保険サービスを提供する事業所を有し、継続して3年以上の介護保険サービス(福祉用具貸与・販売を除く。)の提供実績があり、かつ過去6年間(提供実績が6年に満たない場合はその期間)において、当該事業所の指定、許可の権限を有する都道府県又は市町村による監査等で重大な措置事項がないこと。
- ③ 介護保険法第115条の22第2項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を制限されている法人でないこと。
- ④ 相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第3条の3に定める競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- ⑥ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でない法人であること。
- ⑦ 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- ⑨ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- ⑩ 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店もしくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

2 委託期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とし、契約締結は年度ごとに行います。

ただし、受託者が介護保険法等に定められた事項を遵守しないと認められるなど、包括運営に著しい支障が生じる恐れがあるときには、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

3 委託料

委託料は、予算の範囲内で支払います。

詳細は、別紙「委託料の詳細及び支払い」のとおりです。

4 募集圏域

5圏域

詳細は、別紙2「募集圏域詳細」のとおりです。同一法人が応募できる圏域数に制限はありません。

5 公募スケジュール

時 期		内 容
令和8年度	9月18日	募集要項公表(市ホームページ)
	10月8日	説明会（参加申込は10月6日午後5時まで） 応募受付開始 (受付期間): 書類審査書類:～11月4日(水) 提案審査書類:～11月11日(水)
	12月下旬	評価委員会開催 受託候補法人の決定
	1月中旬	地域包括支援センター運営協議会開催 意見聴取 受託予定法人の決定
	2月	包括運営法人決定の周知(市ホームページ等)
令和9年度	4月	次期包括の運営開始

第2章 業務内容

包括運営事業として、介護保険法第115条の45第1項に規定する包括としての機能及びこれに関連する法令等に定められた業務等を実施します。

1 委託業務

(1) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

(2) 総合相談支援

- ① 在宅介護等に関する総合相談
- ② 要援護高齢者等の実態把握及び支援業務
- ③ 保健福祉サービス等の申請代行
- ④ 障がい者相談連携支援（運営法人の希望により実施）

包括に担当者(障がい者相談連携支援員(仮))を配置し、高齢者のアウトリーチから、障がい者の相談に係る適切な障がい者支援機関への接続支援を行う。

(3) 権利擁護に関する相談支援

- ① 権利擁護の観点からの支援
- ② 高齢者虐待への対応
- ③ 成年後見制度の利用支援

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

- ② 介護支援専門員の円滑な業務推進に向けた環境整備
- ③ 個々の介護支援専門員に対する支援
- (5) 地域ケア会議の開催
- (6) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - ① 地域における日常的な地域包括支援ネットワークの構築
 - ② 在宅医療・介護連携の取組の推進
- (7) 認知症施策の推進
 - ① 認知症や若年性認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発
 - ② 認知症の早期理解・早期対応につながる支援、介護者の負担軽減の推進
 - ③ 関係機関等との連携・協働による包括的な支援の実施
 - ④ 地域の見守りや支援体制の強化及び社会参加活動の支援
 - ⑤ 認知症地域支援・ケア向上
- (8) 一般介護予防事業
 - ① 介護予防把握事業
 - ② 介護予防普及啓発事業
 - ③ 地域介護予防活動支援事業
 - ④ 地域リハビリテーション活動支援事業
- (9) 情報提供及び啓発
 - ① 積極的な情報提供及び啓発活動
 - ② 高齢者地域情報誌の作成と活用
 - ③ 家族介護教室の開催
- (10) 住宅改修費支給申請に係る理由書作成
- (11) コミュニティーソーシャルワーカー等との連携
- (12) 地域包括支援センター事業計画の立案及び事業評価の実施
- (13) その他、この事業の運営に必要なこと(会議、研修、事業報告等)

2 その他の業務

(1) 介護予防支援(介護保険法第8条の2第16項関係)

介護予防支援事業者(介護保険法第58条第1項)の指定を受け、要支援1・2と認定された方に介護予防支援を実施します。なお当該公募に係る選考とは別に、指定の手続が必要となります。指定基準についてはあらかじめご確認ください。

【関連する法令等】

- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
- ・ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・ 相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年相模原市条例第13号）
- ・ 相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成31年相模原市規則第28号）
- ・ 地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・ 地域包括支援センター運営マニュアル4訂（財団法人長寿社会開発センター）
- ・ 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）
- ・ 相模原市地域包括支援センター運営協議会規則（平成24年相模原市規則第23号）
- ・ 相模原市地域包括支援センター運営事業実施要綱
- ・ 相模原市地域包括支援センター運営事業委託仕様書
- ・ 相模原市地域包括支援センター運営方針
- ・ 相模原市地域介護予防事業実施要綱
- ・ 相模原市地域介護予防事業委託仕様書 他

第3章 業務体制

1 職員体制

(1) 基本三職種

所持資格：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員

人数：各1名（常勤専従）

基本三職種の確保が困難である場合、次のとおり「準ずる者」を配置することが可能です。

本市における「準ずる者」の取扱いについて（事前に地域包括ケア推進課に相談が必要）	
①保健師 に準ずる者	地域ケア、地域保健等に関する経験※1のある看護師（准看護師は対象外）であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験※2を1年以上有する者 ※1 病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない。（厚生労働省 地域包括支援センターに関するQ&A） ※2 公衆衛生とは、地域社会の人々の健康の保持・増進を図り、疾病を予防するため、公私の保健機関や諸組織によって行われる衛生活動をいう。
②社会福祉士 に準ずる者	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③主任介護支援専門員に準ずる者	次のいずれかに該当する者 ・「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成 18 年 6 月 15 日老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 ・包括が育成計画※3を策定しており、現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間※4が通算5年以上である者 ※3 次の内容を記載することとし、市に報告すること。 (ア) 主任介護支援専門員研修の受講予定日 (イ) 助言を行う主任介護支援専門員(以下「助言担当者」という。)の氏名(複数の包括が担当する区域を一の区域とした場合において、助言担当者と主任介護支援専門員に準ずる者が従事する包括が別である場合は、当該助言担当者が従事する包括の名称及び所在地) (ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を習得するための支援等の内容(定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等) (エ) その他包括が必要と認める事業 ※4 介護支援専門員として従事した期間は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わず、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えない。
------------------------	---

(2)その他専門職員

所持資格:次のとおり

①②の人数 : 職員定数から基本三職種を除いた人数

令和9年度の職員定数は、令和8年10月1日現在の高齢者人口等を基に定めます。
令和8年度の職員定数については別紙3【職員定数】を参照ください。

① 常勤職員

基本三職種又は準ずる資格を有する者又は介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士もしくは高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの資格を有する者。なお、介護福祉士、精神保健福祉士については介護予防支援業務等に従事することはできません。常勤の配置職員は包括業務専従とします。

② 非常勤職員

基本三職種又は準ずる資格を有する者又は介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士もしくは高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの資格を有する者
非常勤職員は、原則週5日、1日4時間勤務。職員定数上、非常勤職員2人分を専従の常勤職員1人に代えることができます。

③ 障がい者相談連携支援員(仮) 1名 (運営法人の希望制で実施)

高齢者のアウトリーチから、障がい者の相談に係る適切な障がい者支援機関への接続支援を行う障

がい者相談連携支援員(仮)については、運営法人の希望制で、職員定数を超えて①の常勤職員として配置(包括業務専従)するものとする。

※ 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援の担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者としてします。

保健師/介護支援専門員/社会福祉士/経験のある看護師/高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事

※ 介護予防支援について、包括運営事業に支障がある場合は、市が定める職員定数を超えて、介護保険法に基づき、介護予防支援事業の実施に当たり必要な人員を配置してください。

(3)兼務可能な職員

① 包括長(管理者) 1名

基本三職種及び基本三職種に準ずる資格を有する常勤職員が兼務できます。

② 認知症地域支援推進員 1名

認知症の医療や介護における専門的知識および経験を有する者とし、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人とその家族を支援する相談業務等を実施します(保健師等の医療職との兼務が望ましい。)

(4)事務職員

各包括につき、任意で1名の配置が可能

2 設置場所等

事務所開設の初期費用については、受託者の負担とします。

(1)必須事項

- ① 1階に設置すること。1階に設置できない場合はエレベーターが設置されていること。
- ② 市民から見て分かりやすい場所に包括用の看板を設置すること。
- ③ 専用の電話、FAXを設置すること。
- ④ 市所有の地域包括支援センター業務支援システムの接続を行うため、光回線が使用できる環境にあること(地域包括支援センター業務支援システムを使用するためのパソコンについては、市が包括の常勤職員換算数を踏まえて配備します。)
- ⑤ 利用者のための駐車スペースが1台分、駐輪スペースが5台分確保されていること。
- ⑥ 建物入口周辺を含めてバリアフリー化されており、高齢者に配慮した建物や設備であること。
- ⑦ 相談業務を実施するため、プライバシーに配慮した相談室を設けること。
- ⑧ 事務室は、書類等のスペースを除き、職員定数一人につき4㎡確保すること(職員定数常勤換算+生活支援コーディネーター用0.5人 ※事務職員は考慮しない。)

【例:職員定数常勤換算4.5人+コーディネーター0.5人→20.0㎡】

設置場所については、出来る限り法人施設以外で包括を運営するのが望ましい。しかし、物件がない等の理由で法人施設内に設置し、併設のサービス提供事業部門がある場合は、包括の事務スペースとは分離し、書類保管庫も分離することとする。やむを得ず他の事業部門と包括事務室が同一となる場合は、原則として、遮へい物により事務室を隔てること(遮へい物の高さは概ね150cm)。

(2)選考に影響する事項

担当圏域内の地域住民の利便性に配慮し、まちづくりセンター又は公民館周辺の分かりやすい場所に設置されていること。また、担当圏域内にまちづくりセンター又は公民館が所在しない場合は、圏域の地理

的な中心付近、又は、圏域内の主要道路沿道、あるいは駅周辺に設置されていること。

3 開所時間等

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時

※ 運営法人の判断により、上記の時間等を超えて開所することは可能です。

なお、評価委員会における評価基準では、「原則として、土曜日または日曜日を開所日とする(見込み)」場合には、評価点を加点することとします。

4 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

第4章 応募について

1 応募方法

(1)提出書類

【書類審査の書類】 原本1部、副本(原本のコピー)1部及び電子媒体

①参加申込書[様式1]
②法人概要調書[様式2]
③法人役員名簿[様式3]
④地域包括支援センター収支計画書[様式4]
⑤労働条件[様式5]
⑥確約書[様式8]
⑦申告書[様式9]
⑧労働基準監督署による是正勧告書及び報告書[直近5年分] [添付]
⑨法人登記簿謄本(申請日以前、3ヶ月以内に発行されたもの) [添付]
⑩定款、寄付行為及びこれらに類するもの [添付]
⑪国税、地方税(都道府県税・市町村税)に係る滞納がないことの証明書[直近1年分] [添付]
⑫法人の財務状況に関する書類[直近3年分] 社会福祉法人:法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書、法人単位貸借対照表 医療法人・株式会社:貸借対照表、損益計算書
⑬法人における監査の結果に関する書類(指導監査結果通知書又は監事監査報告書など福祉に係る全ての監査の結果に関する書類の写し)[直近6年分] [添付]
⑭法人における福祉に関する外部監査や第三者評価の結果に関する書類の写し[直近6年分]※ 該当がある場合のみ [添付]

【提案審査の書類】 原本1部、副本(原本のコピー)1部及び電子媒体

①応募の趣旨[様式6]
②法人実績(介護保険サービス事業)[様式7-1] 法人実績(保健・医療・福祉サービス事業)[様式7-2]
③基本方針[様式10]
④職員体制[様式11-1から11-6]
⑤職員の資質向上及びチームアプローチ[様式12]

⑥地域の状況の把握[様式13]
⑦利便性・利用者への配慮[様式14]
⑧公正・中立性の確保及び地域ニーズの把握[様式15]
⑨地域包括支援ネットワークの構築[様式16-1から16-2]
⑩包括的支援事業の実施計画[様式17-1から17-2]
⑪認知症施策推進及び一般介護予防事業の実施計画[様式18]
⑫リスク管理[様式19-1から19-2]
⑬設置場所の周辺地図 ※1/100 程度の縮尺にしてください。
⑭地域包括支援センター内の平面図 ※入口、事務室、相談室が分かるように記載してください。また、間仕切りなどを設置する場合はそれも記載してください。
⑮圏域内での設置位置を示す地図 ※まちづくりセンター又は公民館との位置関係を記載してください。
⑯設置予定地の現況写真(2枚)

(2)提出期間

【書類審査の書類】

令和8年10月9日(火)から令和8年11月4日(水)午後5時必着

【提案審査の書類】

令和8年10月9日(火)から令和8年11月11日(水)午後5時必着

(3)提出方法

「(2)提出期間」に提出書類の原本及び副本を地域包括ケア推進課に直接持参してください。

書類の確認を行うため、提出に際しては事前に電話予約をお願いします。受付時間は土・日・祝日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです。

電子媒体については、原本及び副本の提出後、電子ファイルをLoGoフォームにて提出していただきます。

【原本及び副本の提出先】

相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課

【電子媒体の提出先 LoGo フォーム】

書類審査 URL:<https://logoform.jp/f/49WmP>

提案審査 URL:<https://logoform.jp/f/s5muw>



【提出様式】

①各様式について特に指定がない場合は、原則として令和8年10月1日現在で記入してください。

②文字は10.5ポイント以上とします。

③各様式を変更することはできません。行数が足りず、追加したい場合は、同様式を複数枚作成するか、別紙を添付してください。別紙を添付する場合は、添付したい様式の次にファイリングしてください。

④原本・副本ともに、様式番号順にA4版縦型フラットファイルに左2穴開け綴じとします。

(チューブファイル等の厚型・硬質のファイルは避けてください。)

⑤原本・副本ともに、提出書類ごとにインデックス(様式番号又は添付資料名を表示。)を付してください(インデックスは、直接応募書類に付けず、必ず仕切紙につけてください。)

⑥原本・副本のフラットファイルの表紙及び背表紙には、「地域包括支援センター運営事業受託候補法人公募提出書類」、「法人名」、「応募する圏域名」、「原本(副本)」を記載してください。

⑦応募する包括が複数ある場合には、応募する包括ごとにファイリングして提出してください。

⑧電子データについて、様式はエクセル形式、添付資料はPDF形式としてください。

(4)留意事項

①持参については、代理人も可とします。

②提出書類の訂正については、提出期間終了後は受け付けません。

③提出書類に不足があった場合、受理することができません。

④応募状況の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けません。

⑤応募を辞退する場合は、応募辞退届(任意様式)を提出してください。

⑥提出された書類は、返却しません。

2 公募説明会

応募を希望する法人は必ず参加してください。市が作成している「地域包括支援センター活動マニュアル」は、説明会当日までに送信いたします。

(1)日時 令和8年10月8日(木)午後2時から

(2)会場 WEB 会議

(3)参加申込

説明会への参加申込については、下記LoGoフォームに必要事項を入力し、10月6日(水)午後5時までに送信してください。

URL : <https://logoform.jp/f/dQ49G>



3 質問及び回答

「相模原市地域包括支援センター運営事業受託候補法人募集要項」、及び「提出書類」に関して質問事項がある場合は、2(3)の説明会への参加申し込み時に質問内容を入力してください。複数の質問がある場合は、改行して入力してください(電話、口頭等では受付できません)。

いただいたご質問は説明会で回答いたしますが、時間の都合上当日ご回答できない場合もありますので、後日市ホームページに掲載します。

また、説明会以降の質問については、下記LoGoフォームをご利用ください。回答については市ホームページに掲載します。

【質問用 LoGo フォーム】

URL <https://logoform.jp/f/qY41J>

質問締切日:10月26日(月)

回答日 :10月30日(金)



4 応募が無効となる場合

提出書類の受付締切日以降、受託候補法人決定の日までの間に次のいずれかに該当した場合は、その応募を無効とします。その際の費用弁償には一切応じません。

- ・ 受付期間内に応募書類が提出されなかった場合
- ・ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 応募法人又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に市職員及び相模原市地域包括支援センター運営事業受託候補法人評価委員会の委員などの本件関係者と接触をもった場合

第5章 選考について

受託候補法人の選考については、「相模原市地域包括支援センター運営事業受託候補法人評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、評価委員会において応募者の審査を行い、別に定める「地域包括支援センター運営事業受託候補法人評価基準」(以下「評価基準」という。)に最も適すると認められる法人を受託候補法人として選考します。

また、評価委員会での選考結果は、地域包括支援センター運営協議会からの意見聴取を経て、市が最終的に受託予定法人として決定します。

1 審査方法

書類審査、提案審査及び総合判定により行います。

(1) 書類審査

書類審査においては、提出された応募書類により、事務局において資格要件等を満たしているかを審査するとともに、財務状況等については、公認会計士の評価委員が審査します。なお、書類審査において、疑義が生じた項目については質疑もしくは、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 提案審査

提案審査については、書類審査を経た法人を対象に、別に定める評価基準に基づき審査し、評価委員会において提出書類、プレゼンテーション、質疑応答内容を総合的に評価します。

なお、一つの募集圏域において応募法人が1法人であり、かつその応募法人が現在当該圏域において包括運営を受託している法人である場合は、プレゼンテーションを省略し、提案審査を書面で行うことがあります。

最低基準点は、書類審査及び提案審査の総得点(選考委員6名の合計得点)360点以上とします。

① 出席者

1法人3名以内とします。(応募法人の職員以外の参加は認めません。)

② 実施時間

1法人30分以内とします。(提出書類の説明15分以内、質疑応答15分程度とします。)

資料の追加はできません。

③ 日時(予定)

令和8年12月 24 日(木)、28日(月) ※時間等の詳細は、別途通知します。

提案審査の傍聴はできません。

(3) 総合判定

提案審査の結果を踏まえ、委託先として妥当な受託候補法人を決定します。

受託候補法人の次に妥当と認められる法人を次点受託候補法人として決定します。

応募法人が1法人のみの場合であっても、評価委員会が定める最低基準点に満たないときは、再度公募を行います。

2 評価項目等

【書類審査】

項目	配点
財務状況・収支計画・労働条件	5

【提案審査】

項目			配点
1 法人に関する事項			10
地域包括支援センター運営に対する認識			
法人実績			
2 包括運営に関する事項			40 (46)
地域の状況の把握			
職員体制	職員確保・職員業務経験		
	職員の資質向上		
	チームアプローチ		
利便性・利用者への配慮			
公正・中立性の確保及び地域ニーズの把握			
リスク管理			
3 包括の事業に関する計画			30
基本方針			
包括的支援事業の実施計画	介護予防ケアマネジメント		
	総合相談支援		
	権利擁護に関する相談支援		
	包括的・継続的ケアマネジメント支援		
認知症施策推進の実施計画			
一般介護予防事業の実施計画			
4 地域づくりに関する事項			15
地域包括支援ネットワークの構築			
情報収集・啓発			
地域活性化及び地域貢献			
合計			100 (106)

詳細は、別紙4「相模原市地域包括支援センター運営事業受託候補法人評価基準」のとおりです。

なお、総得点が同点の場合は、「3 包括の事業に関する計画」中「包括的支援事業の実施計画」の得点が高い法人を受託候補法人とします。

3 選考結果

選考結果については、全ての応募法人に文書にて通知します。

第6章 留意事項

1 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担となります。

2 業務の引継ぎ

受託予定法人は、令和9年4月1日から円滑に業務が開始できるよう、当該圏域の現運営法人と、令和8年度中に必要書類の作成、業務の引継ぎや研修への参加など必要な準備を行っていただきます。なお、令和9年3月31日以前に準備等に要した費用は、受託予定法人の負担とし市は負担しません（業務の引継ぎ結果については、文書に残すものとします。）。

3 受託予定法人との協議・契約

市は、受託予定法人と協議し、令和9年度予算が市議会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結します。なお、契約までの間に、包括に関する業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、業務委託契約を締結しない場合があります。

また、受託候補法人決定後の受託の辞退は原則として認めません。また、受託の辞退により市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

4 その他

募集要項に定めのない事項については、市の指示によるものとします。

【問合せ先】

住 所 〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部

地域包括ケア推進課 地域づくり班 担当：渡部、植前、浅井

電 話 042-769-9231(直通)

F A X 042-759-4395

E-mail houkatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp